

被扶養者加入手続き 提出書類

認定対象者（被扶養者）の提出書類は、以下の該当する区分すべてを提出してください。

区分	提出書類（表中の書類は、すべて写しを提出）	入手先
① 全員提出が必要な書類	健康保険被扶養者異動届	健保担当者
	扶養状況調書〔義務教育終了前の方および在学証明書、学生証がある場合は不要〕	健保HP
	住民票（世帯全員分・続柄明記のもの） 〔出生の場合〕母子手帳で代用可 ※母子手帳は①誕生日②保護者氏名③出生届出済証明（市区町村長押印済）が必要	市区町村役場
	前に加入していた健康保険資格喪失証明書〔出生の場合および被保険者の取得日と同日に扶養申請する場合は不要〕	認定対象者の前加入先
<A. 就職状況（①+②～⑥のうち該当する区分の書類を提出）>		
② 就職経験のない方・退職して2年以上の方	所得証明書または非課税証明書〔18歳以下の方（18歳年齢到達後、最初の4月1日に到達していない方）は不要〕	市区町村役場
③ 退職した方 （退職後2年未満）	失業給付受給前・受給なし	雇保離職票 1.2〔離職票がない場合、退職日のわかるもの（源泉徴収票）〕
	失業給付受給後	
④ パート・アルバイトしている方（学生を含む）	労働条件通知書、給与（見込）証明書または直近3カ月の給与明細書等	前の勤務先
⑤ 自営業・農業・不動産等個人事業収入がある方	確定申告書、および収支内訳のわかるもの	ハローワーク
⑥ 高校・大学・専門学校等に在学中で収入がない方	在学証明書または学生証	健保HP（勤務先が記入・押印）
<B. その他の収入状況（該当する場合、上記①～⑥に追加で以下の書類を提出）>		
⑦ 給与以外の安定した収入がある方（株式配当を含む） ※下記3つの該当する場合は記載の書類をあわせて提出	所得証明書または非課税証明書〔18歳以下の方（18歳年齢到達後、最初の4月1日に到達していない方）は不要〕	市区町村役場
年金・恩給を受給している方（遺族年金含む）	年金・恩給改定通知書、または振込通知書（最新のもの）	年金事務所
これから年金・恩給を受給する方	年金見込額回答票	年金事務所
障害年金を受給している方	障害者手帳、および障害年金改定通知書	市区町村役場
<C. 同居状況（該当する場合、上記①～⑦に追加で以下の書類を提出）>		
⑧ 被保険者と別居している方	戸籍謄本等の続柄が確認出来る書類 配属者は、婚姻届受理証明書でも代用可	市区町村役場
	仕送り証明として振込依頼書、または銀行通帳（配偶者・学生の子を除く）	金融機関
⑨ 認定対象者に当組合に加入していない同居の家族（優先扶養義務者となり得る方）がいる場合	該当する者の収入状況が確認できる書類（上記A・B参照） 〔優先扶養義務者となり得る方〕 子の扶養・・・被保険者の配偶者 父母の扶養・・・父母の配偶者または被保険者以外の子等	

*上記の提出書類で認定できない場合、追加で書類を求めることがあります。